

兵庫県公報

平成28年3月18日 金曜日 第2782号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 行政書士法に基づく業務停止命令（市町振興課）	1
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	2
○ 山崎都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
○ 河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものの指定（阪神南県民センター）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 同 上（同）	7

告 示

兵庫県告示第280号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の規定により、次の行政書士に2月間の業務の停止の処分をした。
平成28年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 住所及び氏名
尼崎市水堂町1丁目33番12号
松浦靖典
- 登録番号
日本行政書士会連合会登録番号 03300596
- 業務停止期間
平成28年3月19日から2月間



兵庫県告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成28年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区上岡字鎌谷435、畑字畑谷9の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎌谷435（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成28年3月18日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成28年3月18日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 岩屋生野線	朝来市生野町猪野々字川淵8番4から 同 市生野町猪野々字川淵8番4まで	旧	11.0から 14.0まで	115.0	
		新	12.0から 22.0まで	115.0	



兵庫県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
宍粟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
山崎都市計画下水道事業山崎町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和54年11月20日から平成28年3月31日まで
変更後 昭和54年11月20日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第284号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成28年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

第H27但馬位置 0002号	28. 3. 7	豊岡市日高町国分寺字八丁17番1の一部	6.00	43.75
-------------------	----------	---------------------	------	-------



兵庫県告示第285号

河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の4第1項第2号イの規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のとおり指定し、平成28年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び阪神南県民センター西宮土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年3月18日

河川管理者

阪神南県民センター長 松田直人

河川名	区 域	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
一級河川淀川 水系旧猪名川	上流端 尼崎市東園田町7丁目73番地先 下流端 神崎川への合流点	船舶、係留のために用いる物件

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル武庫川店
所在地 西宮市池開25
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名 神鋼不動産株式会社
住所 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
代表者の氏名 公文康進
- 3 変更事項
 - (i) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
氏名 神鋼不動産株式会社
住所 神戸市中央区脇浜二丁目10番26号
代表者の氏名 藤川泰延
 - イ 変更後
氏名 神鋼不動産株式会社
住所 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号

代表者の氏名 公 文 康 進

(2) 荷さばき施設の位置 (位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。)

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設	午前6時から午後6時まで

イ 変更後

荷さばき施設	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設①	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設②	
荷さばき施設③	午前6時から午前8時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年 3月18日ほか

(2) 荷さばき施設の位置

平成28年10月27日

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成28年10月27日

5 届出年月日

平成28年 2月23日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年 3月18日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年 7月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ニッケパークタウン

所在地 加古川市加古川町寺家町173番地1号ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 日本毛織株式会社
 住所 神戸市中央区明石町47番地
 代表者の氏名 佐藤 光 由

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 氏名 日本毛織株式会社
 - 住所 神戸市中央区明石町47番地
 - 代表者の氏名 降井 利 光
 - イ 変更後
 - 氏名 日本毛織株式会社
 - 住所 神戸市中央区明石町47番地
 - 代表者の氏名 佐藤 光 由
- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前
 - 22,398平方メートル
 - イ 変更後
 - 32,222平方メートル
- (3) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
 - 1,011台
 - イ 変更後
 - 1,403台
- (4) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
 - 682台
 - イ 変更後
 - 822台
- (5) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
 - 679.5平方メートル
 - イ 変更後
 - 600平方メートル
- (6) 廃棄物等保管施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 - ア 変更前
 - 204.52立方メートル
 - イ 変更後
 - 194.3立方メートル
- (7) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
A敷地	午前10時	午後10時

イ 変更後

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社万代（A敷地1階）	午前7時	午後11時

未定（A敷地その他）	午前7時	午後10時
ニッケアウデオSAD株式会社（B敷地リバーサイド館）	午前7時	翌午前3時
未定2者（B敷地調剤棟）	24時間	

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

名称	駐車場を利用することができる時間帯
駐車場①、駐車場②、3階駐車場、屋上階駐車場	午前9時30分から午後10時30分まで

イ 変更後

名称	駐車場を利用することができる時間帯
駐車場①、駐車場②、駐車場③、3階駐車場、屋上階駐車場	午前6時30分から午後11時30分まで
駐車場④	24時間

(9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

出入口1箇所、入口2箇所、出口2箇所

イ 変更後

出入口2箇所、入口3箇所、出口4箇所

4 変更年月日

平成28年10月20日ほか

5 届出年月日

平成28年2月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年3月18日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年7月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年3月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市加佐字町田225番1、237番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

明石市大久保町八木335番地

櫻井壽継

3 許可年月日及び許可番号

平成28年 1月 8日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1－23号（27三木）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 3月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

相生市汐見台 8番 3、8番 4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市辻井一丁目 1番23号

株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤 鹿 保 生

3 許可年月日及び許可番号

平成27年12月11日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－21号（27相生）